

米子市水道局建設工事成績評定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、米子市水道局が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る成績評定（以下「評定」という。）を行う場合について、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(評定の基本)

第2条 評定は、米子市水道局建設工事検査規程（平成17年米子市水道局管理規程第30号。以下「検査規程」という。）第4条に基づき実施した検査を基に行い、厳正かつ適正に行わなければならない。

(評定の対象)

第3条 評定は、米子市水道局建設工事執行規程（平成17年米子市水道局管理規程第29号。以下「建設工事規程」という。）において準用する米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号。以下「米子市建設工事規則」という。）第1条に規定する工事のうち次に掲げる工事以外のものを対象とする。

(1) 請負金額が130万円未満の工事

(2) 水道施設の修繕工事

(3) 災害復旧等の緊急応急工事

(4) 前3号に掲げるもののほか、米子市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が評定を行うことが不要であると認める工事

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第1次評定者 建設工事規程において準用する米子市建設工事規則第31条第1項の規定に基づく監督員

(2) 第2次評定者 検査規程第3条に規定する検査員

(評定の方法)

第5条 完成検査の評定は、評定者が次の各号に掲げる工事成績評定の考査項目別運用表（別紙）に基づいて実施し、工事成績採点表（様式水1）により採点を行う。また、併せて項目別評点内訳書（様式水2）を作成するものとする。

(1) 第1次評定者（監督員）

ア 様式水3-1①から様式水3-1⑦

イ 様式水3-1①設から様式水3-1⑦設

ウ 様式水3-1①建から様式水3-1⑦建

エ 様式水3-3①及び様式水3-3②

(2) 第2次評定者（検査員）

ア 様式水3-2①から様式水3-2③

イ 様式水3-2①設並びに様式水3-2②及び様式水3-2③

ウ 様式水3-2①建並びに様式水3-2②及び様式水3-2③

(評定の決定等)

第6条 第1次評定者は、前条の考査項目別運用表及び工事成績採点表に必要な事項を記載し、第2次評定者に提出するものとする。

2 第2次評定者は、第1次評定者から提出された前項の書類に必要な事項を記載し、評定点を算出するとともに、工事成績を決定するものとする。

(評定点等の通知)

第7条 管理者は、評定者からの評定結果を受けたときは、当該工事の評定点及び項目別評点内訳を当該施工業者に速やかに通知するものとする。

(評定の修正等)

第8条 管理者は、前条の通知をした後、工事に瑕疵があることが判明し、評定点を減点修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、遅滞なくその結果を当該工事施工工事業者に通知するものとする。

(評定に対する説明請求等)

第9条 第7条又は第8条に規定する通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内(米子市の休日を定める条例(平成17年米子市条例第4号)第2条に規定する休日を含む。以下、「休日」という。)に、様式第1号により、第2次評定者が所属する課(又は所)の長に対し、評定の内容について説明を求めることができる。

2 前項による説明を求められた時は、様式第2号により回答するものとする。

(不服申立て)

第10条 第7条又は第8条の評定結果を受け、かつ第9条に基づく評定に対する説明の請求をした者は、当該工事成績に不服がある場合には、当該説明の請求に対する回答を受けた日の翌日から起算して10日以内(休日を含む。)に管理者に対し、別記様式第3号により不服を申し立てることができる。

(対応措置)

第11条 不服申立てに正当な理由がないときは、管理者は、当該不服申立てを棄却する。

2 不服申立てに正当な理由があるときは、管理者は、当該不服申立てに係る工事成績を取り消し、新たな工事成績を通知する。

3 管理者は、不服申立てに対し第1項又は前項の規定による措置を講ずるに当たり、米子市水道局建設工事成績評定不服審査委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。

4 対応措置は、原則として、不服申立てを受けた日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。

(委員会への意見聴取)

第12条 前条の規定により、不服申立てを受けた場合は、当該不服申立てに厳正かつ公正に対応するため、不服内容について委員会へ付議し、その意見を聴取することができる。

(不服申立者への回答)

第13条 不服申立てを回答するに当たっては、前条の委員会の意見を十分検討し、回答書（様式第4号）により速やかに不服申立てをした者に回答しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降評定した工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

工事成績評定結果説明請求書

年 月 日

(所管課 課長) 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付で通知のあった工事成績評定結果について、下記のような疑問がありますので、説明を求めます。

記

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 期 間	
完 成 検 査 日	
説明を求める事項	
説明請求理由	

様式第2号（第9条第2項関係）

工事成績評定結果説明請求回答書

年 月 日

（説明請求者） 様

（所管課 課長名）

年 月 日付で請求されました工事成績評定結果の説明については、下記のとおりです。

記

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 期 間	
完 成 検 査 日	
説 明 請 求 内 容	
回 答 内 容	

※なお、工事成績に不服がある場合は、本通知を受け取った日の翌日から起算して、10日以内（米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条に規定する休日を含む。）に米子市水道局建設工事成績評定要綱第10条の規定により、米子市水道事業管理者に対して不服申し立てをすることができます。

様式第3号（第10条関係）

不 服 申 立 書

年 月 日

米子市水道事業管理者 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付で通知のあった工事成績について不服がありますので、下記のとおり申立てます。

記

- 1 工事件名
- 2 工事場所
- 3 工事工期
- 4 完成検査日
- 5 不服事項

様式第4号（第13条関係）

回 答 書

年 月 日

（不服申立請求者名） 様

米子市水道事業管理者
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付で申立てのあった不服事項について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 工事件名
- 2 工事場所
- 3 工事期間
- 4 完成検査日
- 5 不服事項
- 6 不服事項に対する回答

資料

[フロー図]

